

荒尾市国際交流ホストファミリーバンク制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民主体による地域の国際交流を推進するため、ホームステイを希望する外国人（以下「希望者」という。）の受け入れが可能な家庭を登録する荒尾市国際交流ホストファミリーバンク制度（以下「ホストファミリーバンク」という。）を設置し、その制度及び運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ホストファミリーバンクに登録できる家庭は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 家庭の構成員の1人以上が、荒尾市に居住若しくは在勤又は在学していること。
- (2) 宿泊場所、食事、送迎等の基本的な日常生活の支援を無償で希望者に提供できること。なお、この要件は謝礼等の受領を妨げるものではない。

(登録方法)

第3条 ホストファミリーバンクへの登録を希望する家庭は、この要領を十分に理解した上で、荒尾市国際交流ホストファミリーバンク登録申込書（様式第1号）を、地域振興部観光文化交流課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

- 2 課長は、前項の申込書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた家庭を、荒尾市国際交流ホストファミリーバンク登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

(調整方法)

第4条 名簿に登録された家庭（以下「登録家庭」という。）は、次の各号に掲げるものについて、市からホストファミリーの募集等に関する情報提供を受けるものとする。

- (1) 市が主催、共催、後援又は関与する国際交流事業
 - (2) 営利を目的としない国際交流団体等の事業
 - (3) その他課長が適当と認める事業
- 2 市から情報提供を受けた登録家庭は、受入を希望する場合には市にその旨を連絡し、市は受入を希望する登録家庭の情報を必要に応じて国際交流団体等に提供する。
 - 3 ホームステイ等の実施に関する具体的な連絡及び調整については、登録家庭と国際交流団体等の当事者同士で直接行うものとする。

(登録の取消し)

第5条 登録家庭は、第2条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき、または登録の取消しを希望するときには、その旨を課長に申し出るものとする。

2 課長は、前項の規定による申し出を受理したとき、または登録家庭にふさわしくない事由が生じたと認めたときには、登録を取消することができる。

3 課長は、前項の規定により登録を取消したときは、その理由及び登録の取消日を記載した書面によりその旨を通知するものとする。

(危険負担等)

第6条 市は、この制度に係る活動により、緊急又は不測の事態が発生し、登録家庭や希望者等に傷害及び損害等が発生しても、その賠償の責を負わない。

(庶務)

第7条 この制度に係る庶務は、地域振興部観光文化交流課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項については、課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月18日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。